

◆◆大学院生学会発表助成費交付要領◆◆

(目 的)

大学院生の学会発表に助成を行うことにより、学術研究を奨励することを目的とする。

[大学院生学会発表助成費]

1 本学大学院生が県外の学会等（各種シンポジウム・オンライン学会を含む）に参加し、学術研究成果を発表した場合に次のとおり助成する。

(助成額) 1人当たり定額 10,000円

ただし、最初にオンライン学会へ参加した場合は、1人当たり5,000円とし、2回目は、形態を問わず、1人当たり5,000円とする。

2 助成費の交付は、在学期間中1回限り(最初にオンライン学会へ参加した場合は2回まで)とする。

3 助成費の交付を受けようとする者は、大学院生学会発表助成申請書(様式第5号)に学会等予定表及び発表プログラム(写)、オンライン学会の場合は参加費等の領収書(写)を添えて、後援会会長に対し、当該年度内に提出しなければならない。

4 助成費の交付は、学会終了後に交付し、後援会予算の範囲内で当該年度内に行う。

5 大学院生学会発表助成費の交付状況及び内容については、後援会総会において報告を行わなければならない。

附 則

この要領は、平成21年4月6日から施行する。

この要領は、平成28年4月5日から施行する。

この要領は、令和2年4月6日から施行する。